

市民税・県民税の申告はお早めに！

申告期間

2/1 (金)

3/15 (金)

申告は、市民の暮らしを支えていく大切な財源となる市民税・県民税の適正な課税を行うための手続きです。また、国民健康保険税、介護保険料などの算定資料となるほか、公営住宅の申込み、年金・児童手当などの受給手続きに必要な各種証明書を発行する際の資料となります。申告書の提出期限間近になると窓口が大変混雑しますので、早めの提出をお願いします。



STEP 1 申告が必要なかの確認をしましょう

申告が必要な人

- ▶ 31年1月1日現在、市内に住み次のいずれかに該当する人
 - 【30年中に所得があった人のうち】
 - 営業、農業、不動産、利子、配当、雑(公的年金以外)などの所得があった人で、所得税がかからない人
 - 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする人
 - 給与支払報告書が市に提出されていない人
 - 給与、公的年金以外の所得があった人
 - ※ 税務署への確定申告の必要がない20万円以下の所得でも市民税・県民税の申告は必要です。
 - 【30年中に所得がなかった人のうち】
 - 親族の確定申告書、給与支払報告書(年末調整)などで扶養控除の対象になっていない人
 - 市外に住む親族の扶養控除の対象になっている人
- ▶ 31年1月1日現在、市内に住んでいなかったが、市内に事務所、事業所、家屋敷のある人

申告が必要でない人

- ▶ 税務署に所得税の確定申告書を提出する人
- ▶ 給与支払報告書または公的年金等支払報告書が市に提出されている人で、これ以外の所得がない人
- ▶ 31年1月1日現在、市内に住んでいる親族の確定申告書、給与支払報告書(年末調整)などで、扶養控除の対象となっており、30年中に収入のなかった人

申告が必要な人は

STEP 2 申告に必要なものの準備をしましょう

- 平成31年度 市民税・県民税 申告書
- 申告者の番号確認書類：マイナンバーカード、通知カードなど
- 申告者の本人確認書類：運転免許証、パスポート、健康保険証など
 - ※ マイナンバーカードをお持ちの方は、上記の番号確認と本人確認が1枚でできます。
- 印鑑(朱肉を使うもの)
- 所得の計算に必要なもの(30年中の収入、事業経費に係るものに限り)
 - 給与所得者・年金受給者…源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など
 - 営業、農業、不動産所得のある人…収入・必要経費が分かる帳簿や書類など
- 所得控除・税額控除の計算に必要なもの(30年中に支払ったものに限り)
 - 雑損控除 …… 罹災(りさい)証明書、災害などに関連して支出をしたことが分かる領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書など
 - 医療費控除 …… ①医療費の明細書、保険金などで補てんされた金額の証明書(領収書でも可) ②スイッチOTC医薬品購入費の明細書(領収書でも可)および健康診査などの取り組みを行った証明など
 - ※ 控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。
 - 社会保険料控除 … 国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことが分かる領収書や証明書など
 - 障害者控除 …… 30年12月31日以前に交付を受けた障害者手帳など
 - 生命保険料控除 … 生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書
 - 地震保険料控除 … 地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書
 - 寄附金税額控除 … 都道府県や市町村などが発行する領収書または寄附金受領証明書など



準備ができたなら

STEP 3 申告相談は期間内にしましょう



受付時間：午前9時～午後4時

申告相談・受付会場	期 間
市役所本庁舎8階 大会議室	2月1日(金)～3月15日(金)*
明野支所2階 大会議室	2月4日(月)～8日(金)
大南市民センター	2月12日(火)～14日(木)
坂ノ市市民センター	2月13日(水)～15日(金)
鶴崎市民行政センター	2月18日(月)～21日(木)
野津原市民センター	2月20日(水)～22日(金)
佐賀関公民館	2月25日(月)～28日(木)
大在市民センター	2月27日(水)～3月1日(金)
植田市民行政センター	3月4日(月)～8日(金)

★市役所本庁舎は午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日は受け付けていません)

※相談者多数の場合、受付人数を制限させていただくことがあります。※上記会場では、期間外の申告相談は行っていません。また、確定申告書の收受印は押印できません。

申告書の送付

前年実績などを基に申告が必要と思われる人には、1月下旬に「平成31年度 市民税・県民税 申告書」を送付します。申告が必要な人で届かない場合は、市民税課までご連絡ください。申告書は、下記の提出先にも用意しています。

申告書の提出先

- ◆ 市民税課(市役所第2庁舎3階)
- ◆ 各支所(鶴崎・植田市民行政センターは各資産税事務所)
 - 郵送する場合は、市民税課(〒870-8504 荷揚町2-31)へ。
 - ※ 添付書類を返却希望される人は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

31年度の市民税・県民税の主な税制改正

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

納税義務者の合計所得金額が、900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下と金額に応じて段階的に控除額が変動します。ただし、1,000万円超の場合、配偶者控除の適用ができなくなります。

また、配偶者特別控除は、配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下まで適用できます。

【注意点】

- ① 配偶者の合計所得金額が90万円までは、従来の38万円以下の場合と同じ控除額に据え置かれます。
- ② 市民税・県民税は個人の所得に応じて課税されるため、配偶者の合計所得金額が31万5,000円を超えると配偶者自身にも課税されることがあります。
- ③ 合計所得金額が38万円を超えた場合は、扶養の人数には含まれません。また、配偶者が障がい者の場合でも、障害者控除の対象にはなりません。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

市民税課 ☎537-5729 ☎537-5730

30年分 所得税等 確定申告のご案内

所得税・消費税(個人事業者)・贈与税の申告相談と申告書の受付会場

九州電力株式会社 大分支社 (金池町二丁目)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
※税務署内には確定申告会場は開設していません。

税理士会大支部による相談と受付

期間・時間：2月13日(水)～15日(金)
午前9時～午後3時

大分税務署による相談と受付

期間・時間：2月18日(月)～3月15日(金)
午前9時～午後4時
(土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は通常通り開設)

自宅でも確定申告書を作成できます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面案内に従って金額などを入力することにより、確定申告書等を作成することができます。税務署へは、電子申告(e-Tax)でデータ送信、または印刷して提出のいずれかにより申告できます。



※詳細は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

確定申告書を郵送する場合

大分税務署(〒870-8616 中島西一丁目1-32)へ。收受日付印が必要な人は、申告書の控えと、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※確定申告の用紙は、税務署、市役所(市民税課、各支所窓口)などに用意しています。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードもできます。

大分税務署 ☎532-4171

